

2020年2月14日

各位

富士建築センター株式会社

### 確認検査業務の行政処分に関するお知らせ

本日弊社は、確認検査の業務に対し国土交通省より建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第2項に基づく業務停止命令及び法第77条の30第1項に基づく監督命令の処分を受けました。

お客様ならびに関係者の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今回の行政処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態が発生しないよう全社をあげて再発防止に取り組んでまいります。

行政処分の内容等は、下記のとおりです。

### 記

#### <処分内容>

#### 1. 業務の停止

令和2年3月9日から令和2年3月18日までの10日間、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条各号に規定する確認検査の業務の停止。

#### 【業務の停止の期間中に行えない行為】

- 一. 機関省令第15条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為。
- 二. 既に締結した契約の変更により、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為。
- 三. 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為。

#### 2. 監督命令

処分事由となった特定行政庁への報告遅延が発生した原因を分析した上で、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保し、同様の事案を再発させないように、役職員に対し法令等遵守について今一度徹底するとともに、確認審査報告書等の提出に係る業務実施マニュアル及び業務実施体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画を提出。なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告。

<処分事由の概要>

平成 19 年 9 月から平成 27 年 7 月の間に確認済証、検査済証及び中間検査合格証の交付を行った 61 件の確認検査について、法第 6 条の 2 第 5 項、法第 7 条の 2 第 6 項又は法第 7 条の 4 第 6 項の規定により、確認済証、検査済証又は中間検査合格証の交付の日から 7 日以内に、確認審査報告書、完了検査報告書又は中間検査報告書を特定行政庁に提出しなければならないにもかかわらず、期日内に提出することを怠り、提出を 2 週間以上遅延させた。

<処分期間中の業務対応について>

【処分期間中に禁止された業務】

- ・ 確認検査業務（確認/中間検査/完了検査）の引き受け
- ・ 業務停止期間以前に引き受けが完了している確認検査業務の追加
- ・ 業務停止期間満了後に行う確認検査業務のための見積もり、交渉等

【通常通り行う業務】

業務停止期間以前（令和 2 年 3 月 8 日まで）に引き受けた確認検査業務については、通常通り行います。

また、住宅性能評価業務、省エネ適合性判定業務、住宅金融支援機構の適合証明業務、瑕疵担保保険業務、その他調査業務等、確認検査にかかわらない業務は通常通り対応いたします。

<再発防止と今後の対応策>

弊社は、この度の命令に基づき、今後の再発防止のための業務実施マニュアル及び業務改善計画を早急に策定し、国土交通大臣に提出する予定です。

また、信頼の回復に向けて法令等遵守の徹底と管理体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

■お問い合わせ先（受付時間：土日祝日を除く 10:00～18:00）

本件に関するお問い合わせ担当：竹内 044-959-6786